

こども・若者ケアラー当事者の
交流・情報交換の場づくり事業

公募型プロポーザル実施要領

神戸市 福祉局相談支援課

1. 業務の概要

(1) 委託業務名

こども・若者ケアラー当事者の交流・情報交換の場づくり事業

(2) 業務の内容

「こども・若者ケアラー当事者の交流・情報交換の場づくり事業仕様書」のとおり

(3) 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 契約上限額

上限額 990,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む）

(5) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

契約の締結は、令和8年度予算の成立を条件とする。予算が成立せず契約締結を行わない場合に、受託者において損害が生じてても、本市はその損害について一切負担しない。

(6) 委託料の支払い

契約締結後、本市の検査を経て、受託者の請求に基づき支払うこととする。

(7) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受託者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

2. 事業者選定スケジュール

(1) 公募要領等の交付開始：令和7年9月30日（火曜）

(2) 参加申請及び質問期限：令和7年10月16日（木曜）17時まで

(3) 質問への回答：令和7年10月21日（火曜）予定

(4) 企画提案書の提出期限：令和7年11月13日（木曜）17時まで

(5) 書類選考の上、企画提案会参加の可否を通知：令和7年11月18日（火曜）目途
※書類選考は、提案事業者が4者を超える場合に実施

(6) 企画提案会（プレゼン審査）：令和7年11月20日（木曜）予定

(7) 受託候補者の決定：令和7年12月1日（月曜）

(8) 契約締結：令和8年4月1日

3. 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たしている法人・団体

①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

②会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）

に基づく更生手続き又は再生手続きを行っている者でないこと。

- ③企画提案時において、神戸市指名停止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）による指名停止又は指名留保の措置期間中でない者であること。
- ④業務運営に関し、各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらを受けていること。
- ⑤国税及び地方税を滞納していない者であること。
- ⑥神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。
- ⑦本業務の遂行にかかる関係者等との連絡、調整、打合せ等を円滑に行い得る能力を有していること。

4. 参加申請の手続き

（1）各書類の配布場所

①交付開始日：令和7年9月30日（火曜）

②配布場所：神戸市ホームページの「事業者募集」のページに掲載

※郵送による交付は行わない。

（ダウンロード出来ない場合にはメールにて送付しますので、以下の問い合わせ先のメールアドレスまでお問い合わせください。）

③配布資料

ア）公募型プロポーザル実施要領（本書）

イ）業務仕様書

ウ）参加申請書兼質問書

エ）神戸市契約等からの暴力団関係者排除に係る誓約書

（2）参加申請及び質問書の提出

①提出期限：郵送または持参により、令和7年10月16日（木曜）17時まで【必着】

※本業務に係る質問等に関しては、参加申請書を提出したすべての事業者に対して令和7年10月21日（火曜）までにEメールにて回答を予定している。なお、事実関係の確認など回答することで他の応募者が不利にならない事項についてはこの限りではない。

②提出場所：神戸市福祉局相談支援課

こども・若者ケアラー相談・支援窓口（総合福祉センター1階）

③提出書類

ア）参加申請書兼質問書（様式1号）

イ）会社概要・団体概要（様式任意）

ウ）登記簿謄本又は登記事項に関する全部証明【写し可】

エ）国税の納税証明書（その3の3）【写し可】

オ）印鑑証明書【原本】

カ）神戸市契約等からの暴力団関係者排除に係る誓約書（様式2号）

※上記 ウ) エ) オ) は提出日時時点で発行日より 3 か月以内のもの

※令和 6・7 年度神戸市競争入札参加資格を有する場合は、ウ) エ) オ) カ) の提出は省略可。

5. 企画提案の手続き

(1) 提出期限

メールの送付等により、令和 7 年 11 月 13 日（木曜）17 時まで【必着】

(2) 提出場所

電子メールアドレス：carer_shien@city.kobe.lg.jp

(3) 提出書類

次の①～③の書類及びデータ（PDF 形式・MP4）をメール等にて提出すること。
なお、容量が大きく、送付できない場合は連絡すること。

① 見積書（A4 サイズ）

② 企画提案書（ 〃 ）

③ その他補足資料（ 〃 ）

(4) 作成要領

様式は任意とするが、以下の全ての内容を含むこと。（本業務の範囲内で、必要に応じて予算内での追加提案をしてもよい。）

① 見積書

・業務実施にかかる各費用の内訳がわかるよう記載すること。

② 企画提案書

ア) 業務実施体制等

・本業務を実施するにあたっての人員等の体制を記載すること。

イ) 類似業務の実績

・類似した業務の実施期間や内容、成果などの PR 実績を記載すること。

（行政機関等からの受託事業、または事業者独自の事業を問わない）

・特に、「ケアラー支援という観点での事業」または「中学生・高校生・大学生・30 代等を対象（いずれかでも OK）とした取り組み」または「当事者同士の交流」といったキーワードに関連する実績があれば、具体的な内容を記載すること。

ウ) 交流・情報交換の場に関する企画内容

・全体を通してのコンセプトを明らかにし、どのような点を重視した企画なのかを記載すること。

・募集及び案内の方法を記載すること。広く当該「交流・情報交換の場」が認知され、多くの参加希望者を獲得するために工夫する点について言及すること。

・当日の運営において、当事者が気軽に交流できるように配慮及び工夫する点、こども・若者ケアラーという参加者の属性に沿ったプログラムを提案

すること。

- ・参加者のアフターケアやその他の支援・連携について、独自の提案があれば記載すること。

6. 選定方法・結果の通知・契約

(1) ヒアリング

提出資料に関するヒアリングは必要に応じて実施する。

(2) 書類選考

- ・提案事業者が4者を超える場合は、企画提案会に先立ち、書類選考を実施する。
- ・書類選考にあたっては、審査項目に沿って企画提案書類等提出書類の内容審査を行い、選定委員の評価点の合計が、上位4者の事業者が企画提案会に参加できるものとする。
- ・選考結果については応募書類の提出者全員にEメールにて通知する。

(3) 企画提案会（プレゼンテーション審査）

- ①日時： 令和7年11月20日（木曜）
- ②場所： 神戸市役所内（もしくは総合福祉センター内の会議室）
- ③内容： 企画提案書（様式自由）等による質疑応答を含むプレゼンテーション（15分程度、質疑応答は別途）

※説明は本業務に携わる者（責任者又はこれに準ずる者）が行うこと。

(4) 企画提案会における事業者選定

- ・事業者選定にあたっては、企画提案会において、提出された企画提案書等に基づくプレゼンテーションの内容を下記（5）に掲げる評価項目・配点に基づいて評価し、選定委員の評価点の合計が最も高い事業者を委託予定事業者として決定する。ただし、評価点の合計が5割に達していない場合は、委託予定業者として選定しない。企画提案者が1者であっても同様の扱いとする。
- ・また、委託事業予定者とは契約締結協議を行うこととし、提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議を行う。
- ・委託予定事業者が辞退又は協議が不調のときは、業者選定委員会で順位付けられた上位の者から順に契約締結協議を行う。
- ・なお、各委員の点数の合計点が最も高い事業者が複数あった場合は、次の項目の順により最終決定する。
 - ①下記（5）に示す評価項目のうち「③本業務を行う目的、こども・若者ケアラーをとりまく現状を踏まえた上での企画内容となっているか」の合計点数が最も高いもの
 - ②上記①が同点の場合は、下記（5）に示す評価項目のうち「⑤当日の運営や参加者のアフターケアにおいて、提案事業者独自の強みを生かし、工夫を加えた内容となっているか」の合計点数が最も高いもの

(5) 評価項目・配点

下記①～⑥の項目に基づき、各審査員が100点満点で評価する。

- ①本事業を実施することができる業務実施体制であるか (15)
- ②類似業務の実績があるか (15)
- ③本業務を行う目的、こども・若者ケアラーをとりまく現状を踏まえた上での企画内容となっているか (30)
- ④参加希望者を獲得するための工夫がされているか (10)
- ⑤当日の運営や参加者のアフターケアにおいて、提案事業者独自の強みを生かし、工夫を加えた内容となっているか (20)
- ⑥神戸市内に本社または支店があるか (10)

(6) 選定結果の通知

令和7年12月1日(月曜)に、応募書類の提出者全員に結果を通知予定。

7. その他の注意事項

- (1) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出書類は、選定結果の如何に拘らず返却しないものとする。また、提出書類は選定の目的以外には使用しないものとする。
- (3) 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない。ただし、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて、情報公開の対象となる。
- (4) 企画提案書が以下の条件の何れかに該当する場合は、本公募に参加できないものとする。
 - ① 提出期限を過ぎてから提出されたもの
 - ② 提出物に不足があるもの
 - ③ 虚偽の内容が記載されているもの
 - ④ 記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの
- (5) 提出後の記載内容の変更や2通以上の企画提案書の提出は認めないものとする。
- (6) 委託契約の締結については、所定の「委託契約約款」に基づくものとする。
- (7) 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

8. 問い合わせ及び書類の提出先

住 所：〒650-0016 神戸市中央区橘通3丁目4番1号 総合福祉センター1階

神戸市福祉局相談支援課 こども・若者ケアラー相談・支援窓口

担当：上田・福田

電 話：078-361-3022

電子メールアドレス： carer_shien@city.kobe.lg.jp